

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）等の改正の概要

保険業法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 23 号）の施行に際して必要な監督指針の整備を行うもの。概要は以下のとおり。

1 保険契約の移転に係る規制のあり方の見直し

- ① 移転に異議を述べた契約者に対する払戻額については、解約控除を行わないなど契約者に不利益を与えない金額とすることを明示。
【保険会社向け監督指針Ⅲ-2-19(1)③】
- ② 保険契約移転の認可審査の留意点として、具体的な責任準備金の積立方法や相互会社における剰余金の分配方法、保険計理人等による確認等を求める。
【保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-19(2)】
- ③ 保険契約の承継を伴う会社分割についても、上記①及び②に準じて取り扱う。
【保険会社向け監督指針Ⅲ-2-19(3)】
- ④ その他所要の改正を行う。
【認可特定保険業者向け監督指針Ⅲ-2-9、少額短期保険業者向け監督指針様式Ⅰ-38、39】

2 同一グループ内の保険会社を再委託者とする保険募集の再委託

- ① 所属保険会社等及び再委託者において求められる、再委託に係る保険募集の的確、公正かつ効率的な遂行を確保するために必要な体制の整備その他の措置（法 275 条 5 項 2 号）の具体的内容（概要は以下）について定める。
【保険会社向け監督指針Ⅱ-3-3-10(1)】
所属保険会社等：再委託に係る方針策定、当該方針に沿った再委託の許諾、再委託の実施状況の確認、必要な場合には再委託契約の変更又は解除を求めることができる態勢
再委託者：上記方針に沿った再受託者の選定、教育・管理・指導
- ② 再委託に係る重要な事項の変更があった場合（例：認可申請書に記載された保険契約の種類とは異なる種類の保険商品の取扱い）には、その都度再認可が必要となる旨明示。
【保険会社向け監督指針Ⅱ-3-3-10(2)】
- ③ その他所用の改正を行う。
【保険会社向け監督指針Ⅲ-2-1、Ⅲ-2-2、保険会社向け監督指針様式 76、76 の 2、77、Ⅲ-2-1 ①、Ⅲ-2-2 ①、少額短期保険業向け監督指針Ⅱ-3-3-1、Ⅱ-3-3-6、Ⅲ-2-4】

3 適用日等

関係する政令・内閣府令の公布・施行に合わせて、3 月下旬に改正・適用を予定。